

# 菊陽町農業委員会議事録

令和6年6月10日（月）開催

菊陽町農業委員会

# 令和6年度第3回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和6年6月10日（月）午後1時30分から午後2時25分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

## 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(3) 議案第3号	事業計画変更について
(4) 議案第4号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 第5条第1項の規定に係る意見決定について
(5) 報告第1号	農地法第4条第1項第6号の規定による届出について
(6) 報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(7) 報告第3号	許可不要転用届出（農地法第5条制限除外）について

## 2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

## 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 真一
4番 西本 穂積	6番 秋吉 祐治	7番 中村 正徳
8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸	

(2) 欠席委員（1人）

5番 鎌田 博昭

## 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

## 令和6年度第3回菊陽町農業委員会会議録 議事の経過

—————○—————

### ■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中       名、推進委員総数9名中       名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

### ◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

### ■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくお願いします。

### ◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に4番 相馬委員、5番 尾方委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

## ■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字塘下2997番1 外1筆

地目：畠

面積：計1, 830m<sup>2</sup>

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年6月4日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が審査基準に適合するか否か、農地法第3条の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、譲受人は■■■に居住する兼業農業者であり、十分な農業経験を有する方で、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、大麦・大豆の作付を行う予定であり、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。



申請地：沖野1丁目 5666番35 外3筆

地 目：畑

転用面積：14, 140 m<sup>2</sup>

転用目的は、ガソリンスタンドの整備です。

この議案につきましても、現地調査を6月4日（火）に実施しております。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P9をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第1種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、申請地を国県道沿線区域内で給油所の事業の用に供する場合に該当し、その他の代替地も検討されましたが、取得の目途が立たなかったことから、不許可の例外に該当すると解されます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員

議案第2号の番号1について8番推進委員が説明します。

申請者は■■■に本拠地を置く法人で、ガソリンスタンドの運営に関する各種油の取扱を行っています。都市計画法での協議を通じて、熊本県警との道路協議でも異議がなかったことを確認しており、現地調査時に通行する学童への安全配慮についてもお願いをしました。

周辺は宅地化されており、計画敷地南側に建物等は立たないため、日照や通風等への影響は少ないものと思われます。ガソリンスタンドの安全性についても、関連法令を遵守するよう事務局からの伝達してあることを確認しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆ 9番委員 万が一、火災等の被害が発生した場合の対処は？

■ 事務局 消防法等で協議されていると思います。

◆ 8番委員 以前からの話では水素ステーションだったと思いますが。

■ 事務局 需要が少ないと見送られたとのことです。

◆ 9番委員 通学路はどうなるのか。

■ 事務局 道路後退により 4.5mから 6mほどになるところです。

◆ 5番推進委員 もともとここでは何が作られていたのですか。

■ 事務局 粟でしたが、ここ数年は作られておりませんでした。また、一部ぶどうもありました。

◎議長 ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局 議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。

この議案につきましても、現地調査を6月4日(火)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P13をご覧ください。

本農地は現在、■■■■■■■が■■■■の工事作業に入る作業員用の駐車場として一時転用許可を受けているのですが、受注している作業の工期延長により引き続き作業が発生することになったことから、計画期間の変更を申請されています。

本申請により、一時転用許可の完了日が延長され、農地への復旧が令和6年12月31日になるところです。

本日現在で最初の一時転用期限を超過していることに関して、許可権者で

ある熊本県から始末書の提出については不要との見解が示されておりますが、申請人から始末書の提出がなされておりますので読みあげさせていただきます。

-始末書読みあげ-

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第3号の番号1について4番委員が説明します。

本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、■■■■■関連の工期延長により引き続き作業が発生するため工期の延長を行うものです。使用用途にも変更がなく、現在も計画どおりの運用を行われていることから延長そのものに特段問題はないものと思いますのが、完了予定日を超過してからの計画変更であるため、町農業委員会としての対応を含め、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求める

何かありませんか？

◆9番委員

■■工場の関係であるのに、期間が短すぎるのでは。また期日を過ぎてしまうのではないかでしょうか。

■事務局

現地調査時に確認しました。申請人の間で延長の協議が整っていないため、今回は12月末までとなっております。

◆8番委員

地図の青枠はなんでしょうか。

■事務局

地目が山林です。青枠も事業区域ではありますが、転用許可を受けているのは赤枠になります。

◎議長

ほかにありませんか。ないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和6年5月29日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP11をご覧ください。

利用権設定が11件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

◆9番委員

■■さんのところはずっと解消されていないため、自宅へ行ってお話しすることも検討していいのでは。

■事務局

分かりました。農パトのメンバーで行くことを検討しますがよろしいですか。

◎議長

よろしいですか？ほかにありませんか。

—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書のP12、別紙報告のP2からP5をお願いします。「農地法第4条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)」

であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

◆9番委員 代替地確保は？町が見つけてあげるのでしょうか。

■事務局 代替地を求められているところは2箇所あります。5,000m<sup>2</sup>ほど求められておりますが、まだ見つかってはおりません。

◎議長 よろしいですか？ほかにありませんか。

— 同意の声 —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP13、別紙報告のP6からP9をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第3号について、議案書のP14からP16、別紙報告のP10からP11をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時25分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年6月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人